

欧州のクロスボーダー紛争解決にとっての強硬離脱とは? - EU と英国以外の企業が知っておくべきこと(後編)

執筆者:ラース マーケルト、小枝 未優、金子 友次ベネディクト

※本ニューズレターは、2021年8月17日時点の情報に基づくものです1。

1. はじめに

前回のニューズレター「欧州のクロスボーダー紛争解決にとっての強硬離脱とは? - EU と英国以外の企業が知っておくべきこと(前編)」では、クロスボーダー紛争に巻き込まれた当事者らが、英国の欧州連合(以下「EU」といいます。)から離脱(いわゆる「ブレグジット(Brexit)」)したことに伴い留意すべき重要な問題のうち、裁判管轄と送達手続についてご紹介しました。後編では、準拠法の選択と適用、証拠調べ、並びに判決の承認及び執行を取り巻く問題に関する見通しをお届けします。

以下では、前編において既にお示しした以下の仮定事例に基づいて検討を行います。

ある日本企業は、ドイツのデュッセルドルフに営業所を持つ子会社を通じて欧州での事業活動を行っている(以下「JP Corp.」という。)。2021 年 1 月、JP Corp.はロンドンに拠点を置く会社(以下「GB Corp.」という。JP Corp.と併せて、以下「当事者ら」という。)と契約を締結した。2021 年 2 月、契約当事者らの間で深刻な紛争が生じ、当事者の一方が相手方を今にも提訴しかねないという状況となっている。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@nishimura.com)

¹ 本ニューズレターは、2021 年 3 月 31 日付けで公開した英語版のニューズレターを、2021 年 8 月 17 日時点における最新の情報を基にアップデートするとともに、日本語へと翻訳したものです。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問合わせは、下記までご連絡ください。

2. 準拠法の選択及び適用

準拠法の問題は、紛争当事者らにとって権利義務を形成するものであるため、重要な問題です。英国のEU離脱は、この問題にどのような影響を与えたのでしょうか。EUにおいて、契約上及び契約外の債務に適用される準拠法の決定(契約上の準拠法選択条項の有効性の問題を含みます。)は、ローマI規則 ²及びローマII規則 ³に従うこととなります。ローマI規則及びローマII規則 は、英国の EU離脱より前に英国で適用される法律に組み込まれており、EU離脱後も引き続き適用されます。したがって、EU加盟国及び英国の裁判所は、今のところ準拠法の選択に関して同一のアプローチに従わなければなりません。英国が自国の抵触法の規定を改正又は修正しない限り、英国の EU離脱がクロスボーダー紛争における準拠法選択の問題について、直ちに著しい影響を与えることはなさそうです。ただし、以下のとおり、慎重に検討しておくべき点もあります。

取引関係において、当事者らが契約の準拠法、ひいては同契約に関連して生じる紛争の準拠法について予め合意しておくことは極めて一般的です。もし JP Corp.及び GB Corp.らの契約に準拠法選択条項が含まれていた場合、紛争が生じた時期(英国の EU 離脱前後)又は審理される場所(EU 加盟国内若しくは英国の裁判所のいずれか)にかかわらず、ローマ I 規則(若しくは同様の 規定が組み込まれた国内法)の下では、かかる準拠法選択条項は基本的に有効なものとして承認されます。仮に当事者らが、例えば日本法のように、当事者らの事業所所在地と関連性のない国の法を準拠法として合意している場合であっても、そのような準拠法選択条項は原則として有効であると考えられます。契約に適用される準拠法を選択する当事者らの自由は、多くの法制度に おいて広く認識されている原則であるため、この取り扱いが英国の EU 離脱によって変更されることは考えにくいと思われます。

当事者らによる準拠法選択がない場合、ローマ I 規則及びローマ II 規則、又はこれらが反映された英国で適用される抵触法の規定が、EU 加盟国内及び英国の裁判所により適用されます。例えば、当事者らが JP Corp.をフランチャイジーとして 2021 年にフランチャイズ契約を締結すると仮定します。紛争が生じ、GB Corp.が英国の EU 離脱後にロンドンの裁判所に提訴したとします。英国の裁判所は、ローマ I 規則及びローマ II 規則が反映された国内の抵触法規定を適用することとなります。当事者らによる準拠法選択条項や特段の事情がない場合、当該裁判所は、抵触法規定に従い、フランチャイジーの常居所である国の法令を適用することになるでしょう。本事例においては、JP Corp.の常居所である国の法律、すなわちドイツ法が適用されることが予想されます。

そうすると、英国で適用される法律が変更されない限り、英国の EU 離脱は準拠法の選択及び適用の問題に実質的な影響を与えることはないのでしょうか。留意すべき点は、英国の EU 離脱により、英国の裁判所はもはや欧州司法裁判所の判断に拘束されなくなるということです。したがって、時間の経過と共に、EU と英国の裁判所が実質的に「同一の規定」について異なる解釈を積み重ねていく可能性があります。そのため、EU 及び英国の全域において、抵触法の規定について統一的な解釈がなされることはもはや保証されません。上記の例において、ローマ I 規則はフランチャイジーの常居所のある国の法令が適用されると定めているものの、何をもって「常居所」と解するかについては解釈の問題です。抵触法の問題を扱う裁判所は、様々な要素を考慮し、関係する抵触法の規定を解釈する必要があります。ある契約中の条項が準拠法選択条項に相当するか否かという問題でさえ、結局のところ様々な解釈ができるのです。

指針となる欧州司法裁判所による統一的解釈がない場合、どの国の実体法が適用されるかという問題は、当該紛争の事実関係によって異なるだけでなく、この「解釈の余地」により「同一の規定」の解釈が異なり得るために、当該紛争がどの国の裁判所に

² 契約債務の準拠法に関する(EC)No. 593/2008 規則(ローマ I)(Regulation (EC) No. 593/2008 on the law applicable to contractual obligations (Rome I))(https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2008/593/2008-07-24)。

³ 契約外債務の準拠法に関する(EC)No. 864/2007 規則(ローマ II)(Regulation (EC) No. 864/2007 on the law applicable to non-contractual obligations (Rome II))(https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2007/864/oj)。

よって審理されるかによっても異なり得るような状況が生じる可能性があります。このような状況は、統一された抵触法の規定という観念とやや矛盾しており、企業にとっての法的不確実性を伴うと同時に、フォーラム・ショッピングの機会を生じさせるものでもあります。したがって、英国の EU 離脱後において留意すべき点は、準拠法の観点から見ても、どの国の裁判所がクロスボーダー紛争の審理を行うかが重要となり得るという点にあります 4。

3. 証拠調べ

クロスボーダー訴訟の過程で、しばしば証拠調べが問題となることがあります。EU 域内では、この問題には、加盟国間及び加盟国裁判所間の司法共助に関するルールを定める EU 証拠規則 5が適用されます。EU 証拠規則は、司法共助の障害を取り除くことを目指したものであり、加盟国の裁判所が、外交上又は領事館を通じたルートによることなく、直接やり取りを行い、相互に協力できるようにするものです。これを補うものとして、EU 域内の国境を越えた要請が画一的に承認されるようにするための標準様式があります。

本ニューズレターで想定した事例において、当事者らが紛争の解決をデュッセルドルフの裁判所で行うこととしたものの、当該事件において尋問を予定する重要な証人がロンドンに居住しているとします。英国の EU 離脱前においては、デュッセルドルフの裁判所は、EU 証拠規則第 1 条に基づき、ロンドンの裁判所に対して、証人尋問の実施と、デュッセルドルフの裁判所が当該訴訟手続において証拠として使用することができるよう、尋問の速記録をドイツへ送付するよう要請することができました。あるいは、第 17 条に基づき、デュッセルドルフの裁判所は、証人がロンドンの裁判所に実際に出頭した上で、遠隔地から証人尋問を行うことができました。

英国の EU 離脱により、EU 証拠規則は、2021 年 1 月 1 日より英国に適用されなくなりました。これにより、英国で係属中の訴訟 のために EU 加盟国の共助を求める英国の裁判所(その逆の場合も然り。)は、その他適用される国際的なルールに頼らなければならないこととなります。証拠調べに関して最もよく知られている国際条約は、ハーグ証拠収集条約 °です。

ハーグ証拠収集条約の下では、デュッセルドルフの裁判所は、尋問を行うことはできず、ロンドンの裁判所に証人尋問を実施することを要請することしかできません。もう一つの重要な違いは、ハーグ証拠収集条約に基づく要請には期限がないという点です。EU 証拠規則は、このような要請は、遅滞なく、遅くとも 90 日以内に対応されなければならないと定めています。また、ハーグ証拠収集条約に基づく要請は、中央当局に対して行わなければならず、ある国の裁判所から他国の裁判所に対して直接要請を行うことはできません。このため、より大きな事務的負担を伴い、効率性が低下し、さらには関係当事者により多くの費用がかかる可能性があります。

上記のシナリオは、当然ながら、関係する裁判所のいずれもがハーグ証拠収集条約の締約国に所在する場合にのみ適用されます。アイルランド、オーストリア及びベルギーはいずれも、EU 加盟国ですが、ハーグ証拠収集条約の締約国ではありません。そのため、別の国際条約や特定の国内ルールがなければ、英国の裁判所のためにアイルランド、オーストリア又はベルギーの裁判所において証拠調べを行う場合、証拠調べは、正式な要請書を外交ルートを通じて当該国の裁判所に送付するという、より複雑な方法により行う必要があります。

⁴ 本ニューズレター前編で論じた、裁判管轄の問題を参照(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/corporate_210630.html)。

⁵ 民事又は商事事件における証拠収集についての加盟国裁判所間の協力に関する 2001 年 5 月 28 日の理事会の(EC) No 1206/2001 規則(Council Regulation (EC) No 1206/2001 of 28 May 2001 on cooperation between the courts of the Member States in the taking of evidence in civil or commercial matters) (https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2001/1206/2008-12-04)。

⁶ 民事又は商事事件に関する外国における証拠の収集に関する 1970 年 3 月 18 日条約(Convention of 18 March 1970 on the Taking of Evidence Abroad in Civil or Commercial Matters)(https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=82)。

このように、英国の EU 離脱により、証拠調べにおける司法共助の問題はより複雑なものとなっています。

4. 判決の承認及び執行

判決の承認及び執行の問題は裁判所が判決を下した後になってはじめて意識されることが多いですが、この論点も事前に検討しておくことが賢明です。結局のところ、執行不能な判決は、絵に描いた餅に終わる可能性があります。判決の承認及び執行に適用される枠組みは、裁判管轄の問題に適用される枠組みに密接に関連しますっ。これは、多くのルールが、<u>民事・商事事件における裁判管轄と判決の承認及び執行</u>の問題をあわせて規定しているためです。

EU 加盟国間においては、ある加盟国の裁判所により下され、他の加盟国で承認及び執行が求められる判決については、ブリュッセル I 規則(改正)⁸が適用されます。デュッセルドルフの裁判所における JP Corp.と GP Corp.との間の英国の EU 離脱前の紛争に関する同裁判所の判決は、ブリュッセル I 規則(改正)第 36 条(1)に従って、EU 加盟国(英国を含む。)の裁判所で簡単に執行することができました。同項の下では、執行を求める「現地の」裁判所における別個の手続は必要ではありません。

英国の EU 離脱後に伴い、ブリュッセル I 規則(改正)は英国内では適用されなくなりました。EU と英国の間の離脱協定 ⁹の第 67 条は、<u>訴訟手続が英国の EU 離脱前に開始されている限り</u>、英国の EU 離脱前、すなわち 2021 年 1 月 1 日より前に下された判決、並びに英国の EU 離脱後に下された全ての判決に対して、ブリュッセル I 規則(改正)が適用されることを明らかにしています。 すなわち、JP Corp.と GB Corp.が 2020 年 12 月 31 日以前に訴訟手続を開始していた場合には、同訴訟において下される判決は、なおブリュッセル I 規則(改正)に基づき執行できることになります。

この EU 域内での執行の仕組み(英国の EU 離脱後は英国には適用されません。)に加え、EU は非加盟国とも協定を締結しています。ルガノ条約 ¹⁰は、EU と少数の EU 非加盟国との間の民事・商事事件における裁判管轄と判決の承認及び執行に適用されます。本ニューズレター前編でお伝えしたとおり、英国は、EU 離脱後の 2020 年 4 月にルガノ条約への加盟申請を行っているものの、同条約に加盟することはできないでしょう。2021 年 6 月 28 日、EU は公式に声明を出し、ルガノ条約の寄託者に対し、EU は英国のルガノ条約への加盟申請に同意しない旨を通知しました ¹¹。

欧州委員会は、民事司法共助の分野における英国との関係を規律するのに適した枠組みは、多国間で締結されているハーグ

⁷ 本ニューズレター前編の裁判管轄のルールを参照(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/corporate_210630.html)。

⁸ 民事及び商事事件における裁判管轄並びに裁判の承認及び執行に関する 2012 年 12 月 12 日の欧州議会及び理事会の(EU) No. 1215/2012 規則(改正)(Regulation (EU) No 1215/2012 of the European Parliament and of the Council of 12 December 2012 on jurisdiction and the recognition and enforcement of judgments in civil and commercial matters (recast))(https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2012/1215/2015-02-26)。

⁹ グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の欧州連合及び欧州原子力共同体からの撤退に関する協定 2019/C 384 I/01(Agreement on the withdrawal of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland from the European Union and the European Atomic Energy Community 2019/C 384 I/01)(https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:12019W/TXT(02))。

¹⁰ ルガノにて 2007 年 10 月 30 日に調印された、民事・商事事件における裁判管轄並びに判決の承認及び執行に関する条約(https://eur-lex.europa.eu/eli/convention/2007/712/oj)。

[「]ロートブリテン及び北アイルランド連合王国による加入申請に関する、寄託者による 2021 年 7 月 1 日付け声明 (https://www.eda.admin.ch/dam/eda/fr/documents/aussenpolitik/voelkerrecht/autres-conventions/Lugano2/20210701-LUG_en.pdf)を参照。

条約であると考えていると述べ 12 、具体的に 2019 年ハーグ判決条約 13 に言及しています。2019 年ハーグ判決条約は、まだ施行されておらず、これまでのところ、締約国は3 12 13 $^$

判決の承認及び執行は、英国とEU 加盟国の間の多国間条約の適用も受けます。1968 年ブリュッセル条約 15や 1971 年ルクセンブルク議定書 16まで遡ることを想定すべきでしょうか。英国と EU 加盟国の間のさらに昔の二国間協定を検討する際にも、同じ問題が生じます。例えば、1960 年、ドイツと英国は、民事・商事事件における判決の相互承認及び執行に関する条約を締結しました。英国の EU 離脱後に裁判所がこのような昔の条約や二国間協定に立ち戻って適用することを検討するかもしれませんが、同じ問題を扱う新たな協定は従前の協定に優先するという、後法優越(lex posterior derogat (legi) priori) の原則を理由とした疑義が呈されています。1960 年英独二国間条約の場合、1968 年ブリュッセル条約第 55 条は、英独二国間協定や、その他 EU 加盟国と英国の間の複数の二国間協定を明示的に廃止しています 17。同様に、ブリュッセル I 規則(改正)が 1968 年ブリュッセル条約と1971 年ルクセンブルク議定書を覆したと考えることもできます。したがって、こうした紛争の当事者は、事案毎に、より古い国際協定に依拠できるかどうかを慎重に検討しなければなりません。こうした論点が EU 加盟国と英国の裁判所により解決されるまでには、多くの紛争事案とかなりの時間が必要となる可能性があり、最終的に統一的なアプローチがとられるという保証もありません18

このように見通しは明るくないものの、当事者が排他的裁判管轄に合意している場合には、状況は改善されます。本ニューズレターの前編で説明したとおり、英国の EU 離脱後は、裁判管轄の合意に関するハーグ条約 ¹⁹が英国と EU 加盟国の間に適用されることになります。裁判管轄の合意に関するハーグ条約は、紛争当事者間の専属的裁判管轄の合意を承認する枠組だけでなく、それに基づいて下された判決の執行可能性についても定めています。本条約が英国が EU から離脱する前に終結した英国の事件に適用されるかどうかは不確実であるものの ²⁰、EU 離脱後の事件には適用されることは確実です。そのため、弁護士の関与の下で作成された取引契約であれば大半を占めるであろう、この種のケースについては、英国の EU 離脱は、当初考えられていた

¹² グレートブリテン及び北アイルランド連合王国の 2007 年ルガノ条約への加盟申請に関する、欧州委員会から欧州議会及び理事会に対する声明 (2021 年 5 月 4 日 COM(2021)222 最終版)(https://ec.europa.eu/info/sites/default/files/1_en_act_en.pdf)を参照。

¹³ 民事又は商事事件における外国判決の承認及び執行に関する 2019 年 7 月 2 日条約(Convention of 2 July 2019 on the Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in Civil or Commercial Matters) (https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=137)。

¹⁴ 民事又は商事事件における外国判決の承認及び執行に関する条約への EU の加入に関する、理事会決定のための提案(2021 年 7 月 16 日) (https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52021PC0388)を参照。

¹⁵ 民事・商事事件における裁判管轄及び判決の執行に関する1968年ブリュッセル条約。

¹⁶ 民事・商事事件における裁判管轄及び判決の執行に関する 1968 年 9 月 27 日条約の司法裁判所による解釈に関する議定書(1971 年 6 月 3 日に ルクセンブルクにて締結)。

^{17 1968} 年ブリュッセル条約自体がブリュッセル I 規則(改正)に置き換わったとしても、明示的に廃止された二国間協定が復活することは考えにくいと 思われます。

ドイツ裁判所によるこの問題に関する初の判決では、過去の条約又は協定を改めて適用することは考えていないことが示されました(2021 年 3 月 1 日付けドイツ連邦通常裁判所決定(事件番号: X ZR 54/19)、2021 年 3 月 15 日付けドイツ連邦特許裁判所決定(事件番号: 3 Ni 20/20 (EP)を参照)。

^{19 2005} 年 6 月 30 日の裁判管轄の合意に関する条約(Convention of 30 June 2005 on Choice of Court Agreements) (https://www.hcch.net/en/instruments/conventions/full-text/?cid=98)。

²⁰ この問題の詳細については、本ニューズレター前編で論じた裁判管轄の論点を参照(https://www.nishimura.com/ja/newsletters/corporate_210630.html)。

ほどの影響はないでしょう。

しかし、当事者が専属的裁判管轄合意のない契約を締結している場合の、英国の EU 離脱後のシナリオについては、問題が残されています。英国又は EU 加盟国の裁判所が下した判決を他方の国で執行するためには、執行を求める当事者は、判決を執行しようとする国で承認執行手続を開始しなければなりません。これは、追加の時間と費用がかかるだけではなく、外国判決の執行について定めた国内の適用される民事手続規則は英国やそれぞれの EU 加盟国毎に異なるため、執行をより複雑で予想しにくくする点で、不利であることは明らかです。そのため、英国の EU 離脱後は、契約当事者は、契約締結時にこの論点を検討し、契約中で専属的裁判管轄に合意しておくことが賢明です。

5. おわりに

本ニューズレターの前編では裁判管轄と送達手続の問題を検討しましたが、後編では、準拠法の選択及び適用、証拠調べ、並びに判決の承認及び執行の論点を検討しました。この分析結果は、異なる評価を保証するものではありません。民事・商事事件における司法共助の観点からは、英国の EU 離脱は、規制関係の十分な連続性を確保しないままに英国と EU 加盟国とを分離させることとなる点で、「強硬離脱」と呼ぶに相応しいものと言えます。

全体的として、英国と EU 加盟国との間で事業活動を行う会社は、英国の EU 離脱によって変容した法的手続の状況を認識しておく必要があります ²¹。概ね統一されている EU の枠組みなしでは、EU と英国間のクロスボーダー紛争の解決は関係当事者にとってより不便となっていることは明らかです。それでもなお、現在の状況が、英国や EU 外の企業に、欧州での事業活動を思いとどまらせる可能性は低いと思われますし、そうあってはなりません。とはいえ、民事・商事事件における「強硬離脱」は、企業にとって、既存及び将来の契約を慎重に精査し、英国と EU の間のクロスボーダー取引が英国の EU 離脱後の枠組みの下でも混乱せずに継続できるように必要な調整を施すべきことを認識するための契機となるでしょう。

21 これに関連して、国際仲裁という選択肢が英国の EU 離脱の影響を受けていないことは注目すべき点です。このため、企業は、契約関係の問題を解消するための適切な代替的紛争解決メカニズムとしての仲裁という選択肢を、今後ますます検討することに(しなければならなく)なるでしょう。

© Nishimura & Asahi 2021



西村あさひ法律事務所 パートナー* ラース・マーケルト

I.markert@nishimura.com

西村あさひ法律事務所東京事務所紛争処理部門パートナー弁護士。主にドイツ及び欧州の法律問題に関して日本 のクライアントに助言を行う他、アジア、特に日本における事業活動に関してドイツ及びその他欧州のクライアントに も助言を行う。代理人及び仲裁人としても活躍しており、商事仲裁及び投資家対国家の仲裁において高い評価を得 ている。



こえだみひる **小枝 未優** 西村あさひ法律事務所 弁護士

m.koeda@nishimura.com

2016 年弁護士登録。2019 年香港国際仲裁センター仲裁人補助者研修プログラム修了。代理人、および仲裁人又は 調停人の補助者として、数多くの国際仲裁事件・調停事件を担当。



クト

西村あさひ法律事務所東京事務所トレーニーアソシエイトロイヤー。クロスボーダー紛争解決、特に国際商事仲裁お よび投資家対国家の仲裁を手掛ける。(ニューヨーク州弁護士、日本未登録)

*外国法共同事業を営むものではありません。

西村あさひ法律事務所では、M&A・金融・事業再生・危機管理・ビジネスタックスロー・アジア・中国・中南米・資源/エネルギー等のテーマで弁護士等が 時宜にかなったトピックを解説したニューズレターを執筆し、随時発行しております。

バックナンバーは<https://www.nishimura.com/ja/newsletters>に掲載しておりますので、併せてご覧ください。

(当事務所の連絡先) 東京都千代田区大手町 1-1-2 大手門タワー 〒100-8124

Tel: 03-6250-6200 (代) Fax: 03-6250-7200

E-mail: info@nishimura.com URL: https://www.nishimura.com